

アライグマの被害が急増しています

五條市では、平成15年頃から農作物への被害が確認され、昨年度は農作物や民家への侵入被害が多数発生し、生息頭数も急激に増加しています。

農作物の収穫期を迎え、本年も被害発生が予想されますのでご注意ください。

アライグマを見つけた時や、農作物等に被害を受けた場合は農林商工観光課農林係に連絡してください。(社)奈良県猟友会五條支部の協力により捕獲します。

■アライグマの特徴

▽体長：42～60cm 体重：4～10kg 尾長：20～40cm

▽一見タヌキに似ていますが、タヌキの尾には縞模様がなく、四肢は黒色なので識別できます。

■アライグマによる被害

▽農作物被害：野菜や果実を収穫寸前に食べてしまう。

▽生活環境被害：屋根裏に侵入し繁殖する。飼育している魚やニワトリ、カメ等を食べてしまう。ペットの餌の残りなどを食べてしまう。ゴミをあさる。

▽感染症の媒介：狂犬病予防法の対象となっている他、「アライグマ回虫症」などを媒介する。

※アライグマに近づかないようにし、糞尿には直接触れないようにして下さい。

■アライグマの被害対策

▽農作物被害対策：農作物の収穫期に食害するので、収穫期の前後に囲い柵(電気柵・網囲い・トタン囲い)を設置すると軽減できます。また生ゴミやペットの餌、くず野菜等の放置は餌付けと同じです。

▽生活環境被害対策：屋根裏に侵入した場合は、侵入口を見つけ、侵入口から遠い屋根裏の一角で害虫防除剤をたいて追い出した後に侵入口をふさいで下さい。

※アライグマ等の有害鳥獣を捕まえる場合は、有害鳥獣の捕獲許可が必要です。わなを仕掛ける場合も狩猟免許(わな猟)が必要です。特にアライグマは、特定外来生物に該当するため、捕まえたものを運搬するだけでも違法です。

■連絡・問合せ先 農林商工観光課農林係 ㊦(内線390)



市有地を売却します

市有地を競争入札により売却します。購入を希望する人には、入札要領を監理管財課管財係で配布します。入札に参加する場合は事前に申し込みが必要です。

■売却物件

物件番号	所在地	地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	建ぺい率 / 容積率	用途地域	最低売却価格
1	五條市近内町892番1	田	726	726.17	70/400	市街化調整区域	2,949,750円
2	五條市滝町36番	雑種地	69	1,936.32	60/200	市街化調整区域	5,502,500円
	37番		142				
	38番		317				
	39番		413				
	40番		446				
	53番		135				

物件の詳細およびその他入札資格、契約条件等については入札要領でお知らせします。

■入札申込者の資格

五條市民、または市内に事務所もしくは事業所を有する法人。個人の場合は連名(共有)での申し込みもできます。ただし、次に該当する場合は申し込むことができません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 破産者で復権を得ない者

■入札要領配布期間 7月11日(金)～7月22日(火)

■入札申込受付期間 7月14日(月)～7月24日(木)

(いずれも土日祝日を除く、午前9時～正午と午後1時～午後5時)

※郵送による受付はしませんので、直接持参してください。

■申込・問合せ先 監理管財課管財係 ㊦(内線213 市役所本庁舎2階)

